

～介護施設・事業所における虐待防止研修～

【Step 2】

集合型事例演習の進め方

B 不眠時の対応

【Step 2】共通事項

➤ 集合型事例演習のねらい

● 演習の目的

- ・演習を通して、自らの意識や行為を振り返るきっかけを作る。
- ・「高齢者の気持ち」を考えることで、高齢者の尊厳について考える。
- ・「職員の気持ち」を考えることで、虐待に至る心境を考える。
- ・各職員の虐待に関する意見の違い、認識の違いを理解すると同時に、間違った認識を改善するきっかけを作る。
- ・演習を通して、「虐待」が起きない施設作りを考える。

● 準備するもの

<投影用物品>

- ・演習用スライド
- ・スライド投影機材一式（パソコン、プロジェクター、スクリーン等）

<配布用物品>

- ・演習シート① 学習者人数分+グループ数分
- ・演習シート② グループ数分
- ・付箋 7.5cm×7.5cm程度の物 グループごとに学習者数×10枚程度

<研修終了後配布資料>

- ・演習テーマの解説シート 学習者人数分
- ・ホワイトボード（必要時）
- ・時計（所要時間の計測や研修をスムーズに進行するため）
- ・実施後アンケート（実施する場合は、施設でご用意ください）

● 演習の進め方

- ・演習用スライド毎に記載してあるもの
 - ◆ スライドテーマの概要
 - ◆ 所要時間
 - ◆ 基本原稿
 - ◆ 解説の要点
 - ◆ 考えられる意見例 等 実施するテーマに合わせた資料をご用意ください。
- ・演習の所要時間と流れは、次頁をご確認ください。

【Step 2】共通事項

● 演習の所要時間と流れ

- ・本研修は、基本60分を予定しています。各フェーズにおいて、個人ワーク30秒、グループワーク3分での実施を想定しておりますが、ワーク時間の設定がやや短いことから、事前に「演習シート①」を学習者へ配布し、演習事例への理解を深めた上で、研修に望んでいただけるようご対応ください。
- ・研修時間を長めに確保できる場合、ワークの時間を長くし、個人ワーク1分、グループワーク5分で実施してください。その場合、（　）内に記載した所要時間となり、研修時間は約75分となります。

所要時間	研修内容	【Step 2】研修スライド頁	【Step 2】集合型事例演習の進め方
5分	研修導入 プログラムの構成や目的等の全体像 【Step 1】の振り返り（虐待類型・考える視点）	1~6	5~10
4分	事例演習導入 演習の流れ説明 演習準備（自己紹介と役割分担、ルール説明）	7~10	11~14
2分	事例読み込み	11	15
6分 (8分30秒)	フェーズ1 <気になる言動を考えてみよう> (個人ワーク、グループワーク、発表、解説)	12	16~17
7分 (9分30秒)	フェーズ2 <高齢者の気持ちを考えてみよう> (個人ワーク、グループワーク、発表、解説)	13	18~19
2分	虐待類型の解説	14	20
7分 (9分30秒)	フェーズ3 <職員の気持ち、言動に至った要因や背景を考えてみよう> (個人ワーク、グループワーク、発表、解説)	15	21~22
7分 (9分30秒)	フェーズ4 <対応方法を考えてみよう> (個人ワーク、グループワーク、発表、解説)	16	23~24
4分 (6分)	フェーズ5 <できることを考えてみよう> (グループワーク、解説)	17	25
8分 (10分)	フェーズ6 <実現する方法を考えてみよう> (グループワーク、発表)	18	26
8分	まとめ	19~22	27~28

司会進行の留意事項（共通事項）

＜司会進行者の役割＞

● 安心かつ安全な発言の場を作る

意見が否定されると自由に発言できなくなるため、自由に発言できる場であることを伝えると同時に、発言が攻撃されたり、無視されることがないよう民主的に運営する。

- 他者の意見を聞き、否定しない旨を伝える。
- 「こんなことを言ったら馬鹿にされるのではないか」「笑われるのではないか」といった不安を取り除けるよう、どのような意見でもいいことを伝える。

● 対話・発言を促進する

活発な意見交換ができるよう必要時働きかける。

- 様々な意見を出すことが、活発な意見交換に繋がることを伝える。
- 発言していない人に声をかけ、発言を引き出す。
- 少数意見を含めた様々な意見を拾うことで、学習者のモチベーションが上がるよう関わる

● 参加者の意見や認識の一致を図る

考え方には個人差があり、職員独自の介護観からのこだわりが強かったり、他者の意見を受け入れられない場合もあるため、研修の意図から著しく外れることがないよう方向を明確にする。

- 発言を要約し、全体に伝えることで、齟齬を防ぐ。
- 他者の意見を聞いても、「その感覚はわからない」等、グループワークの進行が困難になる場合は、後で個別に相談する時間を設けること等を説明し、対応する。

＜司会進行者の心得＞

● あくまでも進行役である

- ・ 進行役として、客観的な立場で関わり、内容や議論に入り込みすぎない。
- ・ 参加者が「発言しにくい」「自由にできない」「気をつかう」等の感情をいだかせないように、司会者は必要以上に、自己の考えを述べることは慎む。

● 場の状態と流れを把握する

- ・ 参加者の状態を把握する。（表情や雰囲気等から、十分参加できていない人を把握する）
- ・ 議論の状態を把握する。（話が進んでいるか、脇道にそれていないかを把握する）

● グループワークへの介入は場の状況を見極めて

- ・ グループの話し合いが順調なら、介入せず見守る。
 - ・ 話し合いが、進まなかったり、まとまらないようなときは、目的を意識し、介入、サポートする。
- ※ グループメンバーを検討する際は、他職種で構成し、普段から仲が良いメンバーと同じグループにしないことで、偏りのない自由な意見交換ができる環境を作ることも重要である。₄

【Step 2】集合型事例演習の進め方

スライド 1

介護施設・事業所における虐待防止研修

【Step2】集合型事例演習

B 不眠時の対応

1

■ 原稿

- こんにちは
- お忙しいところ、研修に参加いただきありがとうございます。
- 今日は、「介護施設・事業所における虐待防止研修 集合型事例演習」を行います。
- 司会進行は、●●です。
- よろしくお願ひします。

■ 解説

- 研修導入
- 研修表題と自己紹介をします。

【Step 2】集合型事例演習の進め方

スライド2

本研修の流れ

内 容

導入

事例演習 グループワーク（4人）、発表、解説

まとめ

2

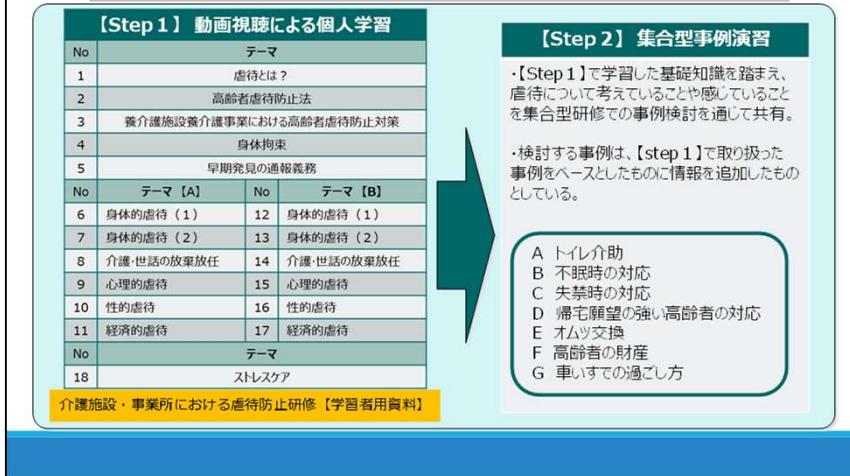
■ 原稿

- ・ 本研修の流れについてご説明いたします。
- ・ 本研修は60分間（75分間）の事例演習を中心とした研修です。
- ・ グループワークで話し合った内容を発表していただき、情報を共有しながら、虐待について考えていきたいと思います。

【Step 2】集合型事例演習の進め方

スライド3

介護施設・事業所における虐待防止研修 プログラムの構成



■ 原稿

- はじめに介護施設・事業所における虐待防止研修プログラムの構成についてご説明いたします。
- 介護施設における虐待防止研修プログラムは、2部構成になっております。
- 【step1】で、動画視聴による個人学習にて虐待の基本的な知識を学んでいただき、【step 2】で、事例演習を通じて、虐待について考えている事や感じている事を施設内で共有していただき、虐待防止の取り組みについてご検討いただきます。
- 皆さまは既に【step 1】にて、基礎的な知識を学習した上で、今回の研修に望んでいただいておりますので、本研修を通じてより深く、虐待防止について取り組んでいただきたいと思います。

【Step 2】集合型事例演習の進め方

スライド4

本研修の目的

事例演習を通じて

1. 自身のケア内容や考え方が適切であるかを見直す
2. グループ討議で考えを深める
3. 研修で学んだ内容を実践に活かすきっかけをつくる



4

■ 原稿

- 本研修の目的は、事例演習を通じて自身のケア内容や考え方が適切であるかを見直し、グループで討議して考えを深め、研修で学んだ内容を実践に活かすきっかけを作っていただきたいと思っています。

【Step 2】集合型事例演習の進め方

スライド5

高齢者虐待防止法による高齢者虐待の類型

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5

■ 原稿

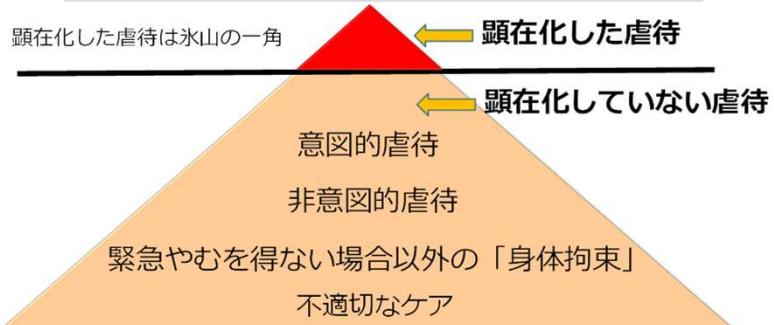
- 【Step 1】で既に学習した内容になりますが、演習を実施するにあたり再度確認をしておきます。
- 高齢者虐待防止法において、高齢者虐待は5つの類型に分けられています。
- しかし、虐待行為は必ずしも一つの類型のみに当てはまるというわけではありません。
- 例えば職員が「出ちゃダメ」と威圧的に声をかけ、ドアを閉めて部屋から出られないようにした場合、威圧的な言葉をかけたり、「出ちゃダメ」と言葉で行動を制限する行為は、心理的虐待また、ドアを閉めて物理的に高齢者の行動を制限する行為は、身体拘束による身体的虐待と捉えられます。
- このように、虐待行為が複数の類型に該当する可能性もあるということを改めて理解しておきましょう。

【Step 2】集合型事例演習の進め方

スライド6

高齢者虐待を考えるための視点

「不適切ケア」を底辺とする「高齢者虐待」の概念図



出典：柴尾慶次氏（フィオーレ南海施設長）が作成した資料(2003)を基にMS&ADインターリスク総研が作成

6

■ 原稿

- また、高齢者虐待についてその全体像を的確に捉えることは難しいと考えられます。
- 報道などで明るみに出るような顕在化した高齢者虐待以外にも、顕在化していない虐待がありうるという視点が必要です。
- 高齢者虐待とは、職員の虐待の自覚の有無は問いません。
- 意図的に行われた高齢者虐待にあたる行為だけではなく、職員にそのつもりがなくとも結果的に虐待を行ってしまっているものや、緊急やむを得ない場合以外の「身体拘束」、また、「不適切なケア」と言われているものも虐待であるということを認識する必要があります。
- これらの点を再度確認していただいた上で、演習に取り組んでいきましょう。

【Step 2】集合型事例演習の進め方

スライド7

事例演習

7

■ 原稿

- ・ それでは、事例演習にはいりたいと思います。

【Step 2】集合型事例演習の進め方

スライド8

事例演習の流れ

説明

- 事例の内容を説明

フェーズ1

- <気になる言動を考えてみよう>

フェーズ2

- <高齢者の気持ちを考えてみよう>

虐待類型

- 虐待の類型を考えてみよう

フェーズ3

- <職員の気持ち、言動に至った職員の要因や背景を考えてみよう>

フェーズ4

- <対応方法を考えてみよう>

フェーズ5

- <できることを考えてみよう>

フェーズ6

- <実現する方法を考えてみよう>

8

■ 原稿

- 事例演習は、6つのフェーズに分けて実施していきます。
- フェーズごとに課題があり、その課題に対して、グループで意見を出し合い、出た意見を発表して、情報を共有していただきます。
- 途中、虐待の類型についてお話しします。

【Step 2】集合型事例演習の進め方

スライド9

演習準備

- あいさつと自己紹介
 - ・名前、所属、好きな●●
- 役割の決定
 - ・司会
 - ・書記
 - ・発表者
- 準備物
 - ・演習シート①② 各グループに1枚ずつ
 - ・付箋

9

■ 所要時間

- ・ 2分30秒程度

■ 原稿

- ・ 初めに、あいさつと自己紹介をしていただきます。名前、所属に加え、「好きな●●」を共有してください。
- ・ 自己紹介が済んだら、役割を決めていただきます。
- ・ 役割は、グループワークの進行役である「司会」1名、グループの意見を書き留める「書記」1名、情報共有時の「発表者」1名です。
- ・ 時間は、2分間です。どうぞ、始めて下さい。

(2分後)

- ・ 自己紹介と役割分担はできましたか？次は、グループワークのルールを説明します。

■ ポイント

- ・ 一緒に働いている仲間同士で自己紹介をする必要があるのかと思われると思いますが、グループワークで発言しやすい雰囲気を作るためにも、是非、自己紹介と「好きな●●（何か）」を共有してください。
- ・ 何を共有するかは、司会の方にお任せします。例えば、「食べ物」「お酒」「本」「映画」等、なんでも構いません。
- ・ 準備物として、演習シート①と演習シート②が各グループに1枚ずつと付箋があるかを確認してください。

【Step 2】集合型事例演習の進め方

スライド10

演習準備

●グループワークのルール

1. 必ずグループ全員が発言しましょう
2. 発言は時間を意識しましょう
3. 他者の意見は遮らず、批判せず聞きましょう

10

■ 原稿

- ・ グループワークのルールを3つ決めました。
- ・ 1つ目は必ずグループのメンバー全員が発言するようにしてください。虐待防止に関して、自分の意見を言う機会はなかなかないと思いますので、この機会にぜひお願いします。
- ・ 2つ目として、発言の時間を意識していただきたいと思います。ワークの時間は短いですが、各グループの司会の方は、全員が意見を出せるよう調整してください。
- ・ そして、3つ目、お互いの意見は最後まで聞いていただきたいと思います。決して批判はせず「そんなことないよ～」などの否定的な発言はしないようお願いします。
- ・ 以上3つのルールをしっかりと守って、グループワークを実施してください。

■ ポイント

- ・ 基本ルールです。
- ・ 施設や事業所、受講者の状況に応じて、必要なルールを追加してください。

B.不眠時の対応

スライド11

事例概要

消灯時間になると、落ち着かなくなり、眠れない高齢者のAさん。毎晩消灯前に入眠剤（睡眠薬）を内服していますが、「眠れない、眠れない。」と繰り返し、自室を抜け出し施設内を歩き回っています。

医師からは入眠剤について「一日1錠10mg就寝直前服用」という指示が出ており、今日も就寝時（消灯前）に10mg 1錠を内服しています。それでも消灯後の暗い施設内を歩き回るAさんに対し、介護職員のXさんは、「部屋から出たらダメだよ！ベッドでじっとして！ウロウロするなら部屋に鍵かけるよ。」といいながら、脇をかかえて居室に無理やり連れ戻しました。ベッドに戻してもなかなか寝ないため、看護職員のYさんは入眠剤を追加で内服させてもいいか確認しました。Yさんは、いつも飲んでいる薬だから大丈夫だろうと判断し、就寝時に内服している薬を半分、追加で飲ませました。

11

■ 所要時間

- ・ 2分間
原稿読み：30秒程度
事例を読む時間：1分30秒

■ 原稿

- ・ 事例の概要です。
- ・ まず、事例を読んでください。時間は1分30秒です。どうぞ

- (1分30秒後)
- ・ では、グループワークを進めていただきます。

B.不眠時の対応

【フェーズ1】<気になる言動を考えてみよう>

スライド 12

■ フェーズ1 概要

- 事例を読んで、どの言動が気になるかをグループで検討します。
- 虐待と思われる言動だけでなく、
虐待に繋がる可能性のある言動や状況、
気になる言動や状況、背景等を検討します。

■ 所要時間

- 6分間（8分30秒）
原稿読み：30秒程度
個人ワーク：30秒（1分）
グループワーク：3分（5分）
解説：2分程度

■ 原稿

- 【フェーズ1】では気になる言動を考えます。
- 本事例において、気になる言動は何なのか？まずは30秒ほど個人で考えていただき、その後、グループで話し合っていただきます。
- 書記の方は、「演習シート①」のフェーズ1の枠内にグループワークで出た意見をお書きください。
- では、まず30秒ほど個人で考えてみてください。どうぞ。

(30秒後)

- 次にグループで意見交換を始めてください。3分間です。どうぞ
※司会進行役は、ワーク中の職員の意見を見聞きしながら情報収集してください。

(3分後)

- 3分経ちましたので、●グループ、発表をお願いします。
※発表するグループは、司会進行役が決めて下さい。

B.不眠時の対応

【フェーズ1】<気になる言動を考えてみよう>

スライド 12

■ 解説の要点（発表された意見を踏まえ、解説して下さい）

- ここでは虐待にあたる言動だけでなく、他にも気になる言動があることを解説して下さい。
虐待に当たると考えられる言動として
「部屋から出たらダメ！」や「部屋に鍵かけるよ」と言う言葉
「脇を抱えて無理やり居室に連れ戻す」
「医師の指示量以上の入眠剤を飲ませる」等がありますが、
虐待ではないかもしかないが気になる言動として
「高齢者が眠れないことを評価せず、その場で対応していること」
「いつも眠れないのに、薬以外で眠れるような対策を検討していないこと」等もあり、虐待と思われる言動以外の気づきも重要であることを伝えて下さい。
- ケアを実施する職員側の都合を優先することがないようにする必要があることも伝えて下さい。
- 以下の、例示も参考に不足している考え方や意見を解説してください。

フェーズ1 <気になる言動を考えてみよう（例）>

- 「部屋から出たらダメだよ！ベッドでじっとしてて！夜なんだから、ウロウロするなら部屋に鍵かるよ。」という言葉
- 脇を抱えて無理やり居室に連れ戻していること
- 高齢者の対応に困り、医師の指示量以上の入眠剤を内服させていること
- 暗い施設内を高齢者が歩き回っていること
- 睡眠薬を飲んだ後に高齢者が歩き回っていること
- 高齢者が歩き回る理由を聞いていないこと
- いつも眠れないのに、薬以外で眠れるような対策を検討していないこと
- 今の睡眠薬では眠れないのに、医師に薬の調整を依頼していないこと

等

B.不眠時の対応

【フェーズ2】<高齢者の気持ちを考えてみよう>

スライド 13

■ フェーズ2 概要

- 事例を読んで、高齢者がどう感じるか、高齢者の気持ちを考えます。
- 同じことを自分や家族がされたらどう思うかも含め考えましょう。自分は気にならないと考える職員もいるため、自分は嫌だと思わなくとも相手は嫌だと思うことがあることを理解してもらいます。
- 高齢者やご家族がマイナスな感情をいだくと考えられる行為であった場合、虐待の可能性があることを理解してもらいます。
- 高齢者の尊厳を傷つけていないかを問い合わせ、事例の行為（虐待）の解説に繋げます。

■ 所要時間

- 7分間（9分30秒）
原稿読み：30秒程度
個人ワーク：30秒（1分）
グループワーク：3分（5分）
解説：3分程度

■ 原稿

- 【フェーズ2】では高齢者の気持ちを考えます。
- 【フェーズ1】で考えたような気になる言動をされて、高齢者はどう感じたでしょうか？まずは少し個人で考えてみてください。先ほどと同じく30秒お時間を取ります。どうぞ

(30秒後)

- 次にグループで意見交換を始めてください。3分間です。どうぞ
※司会進行役は、ワーク中の職員の意見を見聞きしながら情報収集してください。

(3分後)

- 3分経ちましたので、●グループ、発表をお願いします。
※発表するグループは、司会進行役が決めて下さい。

B.不眠時の対応

【フェーズ2】<高齢者の気持ちを考えてみよう>

スライド 13

■ 解説の要点（発表された意見を踏まえ、解説して下さい）

- ・ 高齢者の気持ちとしては、「眠れないのに部屋の電気が消されて不安」「暗い部屋は嫌なのに、無理やり部屋に連れていかれて怖い」「部屋のカギをかけられて閉じ込められたくない」等、色々とあると思います。
高齢者が必要以上に気を使っていないか、高齢者が傷ついていないか、高齢者の尊厳を傷つけていないか等に着目し、解説して下さい。
- ・ 眠くないのに眠ることを強要したり、無理に部屋に連れて行こうとするとかえって興奮したり、攻撃的になる可能性あります。本来、高齢者に必要なサービスを提供すべき場所です。
高齢者を追い詰めるような言動を行ってはいけないことを伝えて下さい。
- ・ 必ずしも全員が同じように考えるわけではなく、自分は気にならないと考える職員がいる可能性もあるため、高齢者やご家族がマイナスな感情をいだくと考えられる言動は行ってはいけないことを伝えて、職員の考え方が偏らないよう解説して下さい。
- ・ 以下の、例示も参考に不足している考え方や意見を解説してください。

フェーズ2<高齢者の気持ちを考えてみよう（例）>

- ・ 暗くなると不安
- ・ 眠れなくてどうしたらいいかわからない
- ・ 眠れなくて申し訳ないけど、不安で一人で部屋にはいられない
- ・ まだ寝たくないのにどうして消灯するんだろう
- ・ 寝たくないのに、急に電気が消されて困る
- ・ まだ寝るには早いのに、どうしてもこんな時間に電気を消さないといけないのかな（高齢者が過去に夜勤の仕事をしていた等、今までの生活習慣のため）
- ・ いつも眠れないと言っているのに、何もしてもらえない
- ・ 眠薬飲まされても眠れないのに、どうして薬ばかり飲ませるんだろう
- ・ 暗い部屋は嫌なのに、無理やり部屋に連れていかれる
- ・ 部屋のカギをかけるとか言われると脅されているみたいで怖い



B.不眠時の対応

〈虐待の類型を考えてみよう〉

スライド 14

■ 虐待の類型解説概要

- 事例がどのような理由で、どのような虐待にあたるかを解説します。
- 複合的な虐待であることを伝えます。

■ 所要時間

- 2分程度
原稿読み：2分程度

■ 原稿

- 事例の行為に関して考えたいと思います。
- 「ダメだよ！ウロウロするなら部屋に鍵かけるよ。」という言葉は脅しであり、高齢者を否定する態度とも捉えられることから、**心理的虐待**と考えられます。
- また、「部屋から出たらダメだよ！ベッドでじっとして！」という言葉で行動を制限すること（スピーチロック）や睡眠薬の量を増やし行動を制限すること（ドラッグロック）は、身体拘束と考えられます。この事例では、身体拘束3要件を満たしていないことから、**身体的虐待**と考えられます。
- 他にも、腕を抱えて無理やり居室に戻す行為は、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為と考えられるため**身体的虐待**と判断される可能性があります。
- 高齢者虐待防止法違反以外にも、医師以外が、医業である薬の量の調整を行うことは、**医師法違反**であり、看護職員が医師の指示なく医薬品の授与をすることは、**保健師助産師看護師法違反**に当たることが考えられます。
- 虐待と思われる言動だけでなく、「職員都合で介護している」「高齢者の状態を把握していない」等の気づきも重要と考えますので、ケア全体を振り返り、適切ではない言動をしないよう注意しましょう。

「ダメだよ！ウロウロするなら部屋に鍵かけるよ。」という言葉



心理的虐待

「部屋から出たらダメだよ！ベッドでじっとして！」という言葉（スピーチロック）や、睡眠薬の量を増やし行動を制限すること（ドラッグロック）また、腕を抱えて無理やり居室に戻す行為



身体拘束3要件を満たさない
身体拘束は
身体的虐待

医師以外が、医業（薬の量の調整）を行うことや
看護職員が薬の量を決めるこ



高齢者虐待防止法以外の
法律違反

B.不眠時の対応

【フェーズ3】<職員の気持ち、言動に至った要因や背景を考えてみよう>

スライド 15

■ フェーズ3 概要

- 事例を読んで、なぜそのような言動をとったのか、職員の気持ちやその時の要因、背景を考えます。
- イライラした気持ちや経験を共有することで、自分だけではないことを認識してもらいます。
- 職員の言動に至った要因や背景を掘り下げることで、対策を検討するきっかけを作ります。職員のプライベートが影響する場合もあるため、仕事以外の要因も考えます。
- 職員の精神状態や気分により、高齢者への対応が変わらないよう、問題解決やストレスケアに繋げられるようにします。

■ 所要時間

- 7分間（9分30秒）
原稿読み：30秒程度
個人ワーク：30秒（1分）
グループワーク：3分（5分）
解説：3分程度

■ 原稿

- フェーズ3は職員の気持ち、言動に至った職員の要因や背景を考えます。
- なぜ、職員はこのような言動をしたのでしょうか？原因も含めて考えてみましょう。
- まずは少し個人で考えてみてください。時間は30秒です。どうぞ。

(30秒後)

- 次にグループで意見交換を始めてください。3分間です。どうぞ
※司会進行役は、ワーク中の職員の意見を見聞きしながら情報収集してください。

(3分後)

- 3分経ちましたので、●グループ、発表をお願いします。
※発表するグループは、司会進行役が決めて下さい。

B.不眠時の対応

【フェーズ3】<職員の気持ち、言動に至った要因や背景を考えてみよう>

スライド 15

■ 解説の要点（発表された意見を踏まえ、解説して下さい）

- 人手不足や業務の多忙さ、職員間で協力が得られない等の職場環境の問題に対して、イライラしたり、攻撃的になってしまうことが考えられます。また、知識や情報、アセスメント不足により、間違った対応が虐待に繋がる場合もあります。
- 良かれと思って実施したことが、結果として虐待になってしまふこともありますので、虐待を起こさないためには、要因や背景をしっかり考えることが重要です
- 職員の要因や背景には、介護におけるストレスだけでなく、プライベートにおけるストレスも考える必要はあるかと思います。介護ストレスと重なって不適切な言動に至ってしまうケースもあると思いますので、プライベートを引きずらないよう早めに対処することも重要です。
- 以下の、例示も参考に不足している考え方を解説してください。

フェーズ3 <職員の気持ち、言動に至った要因や背景を考えてみよう（例）

【職場環境の問題】

- 夜勤帯は職員が少なくて、忙しいから
- 忙しい時間帯にウロウロされて困るから
- 寝てくれないと次の仕事ができなくて困るから
- 他の方法を考えることや、対応する時間も人も足りないから

【知識・情報・アセスメントの不足】

- 今寝ておかないと、生活リズムが崩れるから（昼夜逆転）
- 暗い中歩いて転倒でもしたら危険だから
- 疲れなくて可哀想だから
- とりあえず部屋に戻してベッドに横にしたら寝るかもしれないから
- いつも飲んでる薬だから、少しくらい多く飲ませても眠らせたいから
- 毎回寝なくてイライラするから

【プライベートの問題】

- 家庭の問題で気になることがあったから

【その他】

- 集団生活なんだから、ルール（就寝時間）は守ってもらわないと困るから
- とにかく寝てほしいから 等

B.不眠時の対応

【フェーズ4】<対応方法を考えてみよう>

スライド 16

■ フェーズ4 概要

- 事例のような状況を見聞きした時、どう対応するかを考えます。
- 傷ついている高齢者に対してどう対応するかを最初に考えます。そして、虐待行為をなくすためにどう対応するかを検討していただきます。

■ 所要時間

- 7分間（9分30秒）
原稿読み：30秒程度
個人ワーク：30秒（1分）
グループワーク：3分（5分）
解説：3分程度

■ 原稿

- フェーズ4では対応方法を考えます。
- 事例のようなケアを見聞きした時、あなたならどうしますか？
- まずは30秒ほど個人で考えてください。どうぞ。

(30秒後)

- 次にグループで意見交換を始めてください。3分間です。どうぞ
※司会進行役は、ワーク中の職員の意見を見聞きしながら情報収集してください。

(3分後)

- 3分経ちましたので、●グループ、発表をお願いします。
※発表するグループは、司会進行役が決めて下さい。

B.不眠時の対応

【フェーズ4】<対応方法を考えてみよう>

スライド 16

■ 解説の要点（発表された意見を踏まえ、解説して下さい）

- まず、傷ついている高齢者にどう対応するかを考えます。この事例では、「対応中の介護職員Xさんと交代する」「「部屋に鍵をかける」と言った言動について、実施しない旨を伝え安心させる」「薬物の過剰投与による影響がないか観察する」等が考えられます。高齢者から訴えがあつた場合、傾聴し対応します。
- 同僚、上司や施設長に相談することや、個人攻撃にならないように注意をしながら、当該職員に話を聞くこと、チーム、組織で情報を共有し、対策を検討すること等も対応方法として考えるべきことだと思います。
- 上司や施設長に相談、報告しても対応してもらえない場合は、発見者の責務として、市町村へ通報することも検討する必要があることを伝えて下さい。
- 以下の、例示も参考に不足している考え方を解説してください。

フェーズ4 <対応方法を考えてみよう（例）>

- 対応中の介護職員Xさんと交代する（AさんとXさんを離す）
- 眠れない理由について話を聞く
- 虐待の言動（「部屋に鍵をかける」という言葉や無理やり居室に連れ戻す等）について、実施しない旨を伝え安心してもらう
- 薬物の過剰投与の影響がないか高齢者の状態を確認する
- 薬物の管理（投与方法や量の調整等）について、みんなで検討する
- 不眠時の対応方法について、相談する
- Aさんの生活全体のアセスメントの見直しを多職種で行う時間を設けることを提案する
- 向精神薬の過剰摂取等による心身への影響やリスクについて、正しい知識を学ぶ機会を設ける
- 虐待行為であることを指摘してもやめなければ、然るべきところへ報告する 等

B.不眠時の対応

【フェーズ5】<できることを考えてみよう>

スライド 17

■ フェーズ5 概要

- フェーズ3で考えた職員の気持ちや言動に至った要因や背景から、改善するための対策を考えます。
- 実現性の有無は考えず、色々な意見を出してもらいます。人の意見を否定しないことが大前提であることを伝えて下さい。
- 今回の意見はフェーズ6で実現するためにどうやって対応するかをグループ分けするため、1つずつ付箋に記載していただきます。

■ 所要時間

- 4分間（6分）
原稿読み：1分程度
グループワーク：3分（5分）

■ 原稿

- フェーズ5はできることを考えます。
- 事例のようなことが起こらないために、できることを考えていただきたいと思います。
- 実現できるかどうかは考えず、出たアイデアは付箋1枚に1つ記載してください。
- 付箋に書いていただいた意見をフェーズ6でグループ分けしますので、必ず1つの付箋に1つの意見をお書きください。
- 色々な意見が出ると思いますが、決して他の人の意見を否定しないようにお願いします。
- 今回は、個人ワークのお時間は取りませんので、グループでワークを開始してください。お時間は3分間です。どうぞ始めて下さい。

※司会進行役は、ワーク中の職員の意見を見聞きしながら情報収集してください。

(3分後)

- いかがでしたか？
- 今回は、フェーズ6終了後にまとめて発表していただきますので、先に進めたいと思います。

■ ポイント

- 本フェーズでは、個人ワークの時間を取っていませんが、個人ワークを実施した方が取り組みやすい場合は、時間を調整して実施していただいて構いません。

B.不眠時の対応

【フェーズ6】<実現する方法を考えてみよう>

スライド 18

■ フェーズ6 概要

- フェーズ5で出た意見を「誰が」あるいは「どこで」実現できるかを検討し、「個人」「チーム」「組織」のどのレベルで、対応すべきかを考えます。

■ 所要時間

- 8分間（10分）
原稿読み：1分程度
グループワーク：3分（5分）
発表：4分程度

■ 原稿

- フェーズ6は実現する方法を考えます。
- フェーズ5で出た意見を「誰が」あるいは「どこで」実現できるかを検討し、演習シート②に分けていただきます。
- 付箋に記載いただいたアイディアは、どうすれば実現、解決できるでしょうか？
- 「個人」の注意や行動、意識づけで、実現・解決できますか？それとも「チーム」で協力すれば、アイディアを実行し、虐待に繋がらないようにできますか？或いは「組織」全体で対応する必要がある方法でしょうか？
- 「個人」は職員各個人、「組織」は法人、施設・事業所全体であることはお判りと思います。
- ここでいう「チーム」に関しては、直接高齢者に関わる人（例えば、介護職員や看護職員、ドライバー等）、直接関わらない人（例えば、生活相談員や介護支援専門員等の相談援助職員、事務職員、栄養士等）、色々な立場の人が情報共有、連携しながら対応することとして検討していただければと思います。
- では、付箋に記載したご意見、アイディアをグループ分けしてください。時間は、3分間です。初めて下さい。
※司会進行役は、ワーク中の職員の意見を見聞きしながら情報収集してください。）

（3分後）

- 3分経ちましたので、フェーズ6で分けた「個人」「チーム」「組織」でできることについて発表していただきます。●グループ、発表をお願いします。
※発表するグループは、司会進行役が決めて下さい。
※時間の関係上、発表は2組程度として下さい。

（発表後）

- 解説は、この後のまとめで行います。

B.不眠時の対応

まとめ・虐待防止のためのポイント

スライド
19～22

■ 時間

- 8分間
 - 原稿読み（スライド19）：1～2分程度
 - 原稿読み（スライド20）：2分程度
 - 原稿読み（スライド21）：2分程度
 - 原稿読み（スライド22）：2分程度

■ 原稿：まとめ（スライド19）

- まとめです。
- この研修では、言動やケアが適切であるかを振り返り、みんなで情報を共有、検討していました。
- 最後に、先程皆さんにもまとめていただきましたが、「個人」「チーム」「組織」で、出来ることのポイントをお話しつつ、明日からの実践に繋げていただければと思います。

※すでに取り組んでいることもあると思いますので、発表で出てきた有効な取り組みについて、まとめの解説の時の具体的な取り組み例として触れて、ワークで検討したことと結び付けられるよう工夫してください。

■ 原稿：1. 個人でできること（スライド20）

- 最初に、個人でできることです。
- 個人でできることとしては、自分のケアを振り返り、アセスメントを丁寧に実施していくことです。
- 本事例で、最初に考えていただきたいことは、身体拘束と考えられる言動について振り返ることです。ベルトや柵、つなぎ服など、物理的に行動を制限する等、わかりやすい身体拘束もありますが、**薬物の過剰投与等で行動を抑制することも身体拘束**です。
- 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束は、原則すべて高齢者虐待**にあたりますので、高齢者と関わる際に、身体拘束と思われる言動をしていないかを振り返りましょう。
- 次に、高齢者が眠れないことに対するアセスメントを丁寧に行い、対応を検討することも重要です。眠れない原因を検討し、対応を見直します。夜間の状況だけでなく、日中のケアも含めた1日の流れを評価しましょう。
- 夜眠れないからと言って、安易に入眠剤を増やすことは、転倒リスクが上がったり、昼夜逆転を招く等、高齢者に悪影響を及ぼすリスクが高いことを理解しましょう。
- 3つ目に、自身が対応できる業務範囲について振り返りましょう。看護職員、介護職員それぞれに実施できるケアの範囲は異なります。自分にできる範囲を再確認し、法律違反や法令違反、越権行為にならないよう気を付けることも重要です。

B.不眠時の対応

まとめ・虐待防止のためのポイント

スライド
19～22

■ 原稿：2. チームでできること（スライド21）

- ・ 次にチームでできることについて考えます。
- ・ **身体拘束の正しい知識を共有し、身体拘束をしないための取り組みを検討**しましょう。身体拘束の弊害や「緊急やむを得ない」場合の要件について再確認します。
- ・ 「緊急やむを得ない場合」とは、切迫性・非代替性・一時性をすべて満たし、必要な手続きを行い、記録に残すこと等、です。身体拘束に関する規定や考え方を理解し、虐待にならないよう注意してください。
- ・ 「身体拘束をしない」ために、チームで協力したり、ケアの方法を検討することも重要です。
- ・ 今回の事例では、**各職員の職務範囲と役割について情報共有すること**も重要です。
- ・ 薬の量の調整は、医師以外には行えません。実施できる業務範囲を共有しつつ、誤って実施できない業務を行わないよう互いに注意しましょう。
- ・ 不眠時の対応については、生活習慣や日中の過ごし方、精神状態や栄養面、薬物の調整等、多職種の視点で検討しましょう。

■ 原稿：3. 組織でできること（スライド22）

- ・ 次に組織としてできることは、**「身体拘束」について学ぶ機会を設ける**ことです。
- ・ 自施設・事業所の状況や体制に応じて、どう対応するかは具体的に考える必要がありますが、まず、身体拘束に関する学習の機会を定期的に設け、学習した内容が実践に活かされているかを確認、評価します。
- ・ また、高齢者の特徴の理解とそれに基づいた適切なケアの提供について学ぶことも身体拘束が発生しない環境を作るために重要と考えます。
- ・ 最後に、**身体拘束に対する施設・事業所の方針を明確に**しましょう。
- ・ 「やむを得ない」「しようがない」という安易な身体拘束が、虐待であることを伝え、「身体拘束は一切行わない」という施設・事業所の方針を明確にします。
- ・ 同時に、**身体拘束を行わないで対応する方法**について、組織で検討し、体制を整えます。
- ・ まとめは以上になります。いかがでしたか？
- ・ 高齢者虐待について、今一度、自分自身の言動やチームでの対応、組織での取り組みについて振り返り、虐待防止に繋げていきましょう。
※司会者の方のご意見やご感想があれば、お伝えください。自施設・事業所の状況や体制に応じて自分たちの施設で、どう対応するかもお話いただけるとよりよい研修になると考えます。
- ・ これで、「介護施設・事業所における虐待防止研修」集合型事例演習を終わります。
- ・ お疲れ様でした。ありがとうございました。